

学校法人宇部学園寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人宇部学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を山口県宇部市西琴芝二丁目十二番十八号 慶進高等学校内に置く。

第二章 目 的

(目的)

第三条 この法人は、私立学校法による学校法人で教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条第一項の規定する目的を達成するために設置する学校は、左に掲げるものとする。

- 一 山口学芸大学 大学院 教育学研究科・教育学部 教育学科
- 二 山口芸術短期大学 保育学科・芸術表現学科
- 三 慶進高等学校 全日制課程 普通科
- 四 成進高等学校 全日制課程 普通科・総合ビジネス科 通信制課程 普通科
- 五 慶進中学校
- 六 亀山幼稚園
- 七 宇部中央自動車学校

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五 条 この法人には、左の役員を置く。

一 理事 六人以上八人以内

二 監事 二人

2 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。

(理事会)

第六 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行なう。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

4 理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 前項及び第十七条第二項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を、書面により、七日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。但し、第九項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において理事会に附議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

10 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合、及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決定するところによる。

11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会議事録)

第七 条 議長は、理事会の開催の日時、場所、出席理事、議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した出席理事二名が署名押印し、常にこれを法人本部に備えて置かなければならない。

出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかり、議長がこれを確認しなければならない。

(理事長の職務・代表権)

第八 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長の職務の代理又は代行)

第九 条 理事長に事故があるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が順次その職務を代行し又はその職務を行う。

(理事の選任)

第十 条 理事は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人が設置する学校の校長（学長及び園長を含む）のうちから理事会が選任した者二人
- 二 評議員のうちから評議員会において選任された者二人以上三人以内
- 三 この法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから理事会において選任された者二人以上三人以内

2 前項第一号及び第二号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(顧問)

第十一条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人に特別の功労のあった者のうちから理事会が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。

4 顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることができない。

(監事の選任)

第十二条 監事は、理事会において選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第十三条 この法人の理事のうちには、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはいけない。

2 この法人の監事は、この法人の理事、理事の配偶者若しくは三親等以内の親族、職員（校長（学長及び園長）、教員その他すべての職員を含む）又は評議員であってはならない。

3 この法人の監事は、相互に配偶者又は三親等以内の親族である者が含まれることになってはならない。

(役員任期)

第十四条 役員（第十条第一号及び第二号に掲げる理事を除く。以下条中同じ。）の任期は、四年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員補充)

第十五条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一ヶ月以内に補充しなければならぬ。

(役員解任及び退任)

第十六条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、

理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又は、寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 五 第一号又は第三号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

- 七 この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べること
- 二 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 三 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第十八条 評議員は、十二人以上十八人以内の評議員をもって組織する。
- 二 評議員会は、理事長が招集する。
 - 三 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
 - 四 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を、書面により、七日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 五 評議員会に議長を置き議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 六 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。但し、第十一項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 七 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
 - 八 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年二回、臨時会は必要のつどそれぞれ開会す

る。

9 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会議事録)

第十九条 第七条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第二項中「理事」とあるのは、「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十条 左に掲げる事項については、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分及び運用財産中の不動産及び積立金の管理に関する事項

二 事業計画

三 事業に関する中期的な計画

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 予算外の新たな義務の負担又は、権利の放棄

六 寄附行為の変更

七 合併

八 目的たる事業の成功の不能による解散

九 寄附金品の募集に関する事項

十 剰余金の処分に関する事項

十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、左に掲げる者とする。

- 一 この法人が設置する学校の校長(学長及び園長を含む)のうちから評議員会が選任した者二人
- 二 この法人の教職員のうちから理事会が選任した者三人以上五人以内
- 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五才以上のうちから理事会が選任した者二人以上三人以内
- 四 学識経験者及び功労者のうちから、理事会において選任した者六人以上八人以内

2 前項第一号及び第二号に規定する評議員はこの法人の設置する学校の学長、校長及び教職の職を退いたときは評議員の職を失うものとする

(評議員の親族関係者等の制限及び補充)

第二十三条 第十三条の第一項及び第十五条の規定は、評議員について準用する。この場合において第十三条第一項中の「一人」は「三分の一」と読み替えるものとする。

(任期)

第二十四条 評議員(第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる評議員を除く。以下この条中同じ。)の任期は、四年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを

解任することができる。

- 一 法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十六条 この法人の資産は、左の通りとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 授業料入学金及び試験料
- 三 資産から生じる果実
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(資産の区分)

第二十七条 この法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産の二種とする。

- 2 基本財産、運用財産の区分は私立学校法施行規則第二条第五項の規定に基づき財産目録の区分に従うものとする。

- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、第一項の種別に従って編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。

但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入するか、又は确实な信託銀行に信託するか、あるいは定額郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十二条 この法人の予算は毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十四条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に、理事長は決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

(財産目録貸借対照表等)

第三十五条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、これらについて監事の意見を附し、常にこれらを事務所に備えて置かなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十六条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したときこれらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めるとき当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第三十七条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十八条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十九条 この法人は、左の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会で理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会で出席理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由により解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第四十条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産の帰属すべき者は解散のときにおいて他の学校法人その他教育の事業を行なう公益財団法人のうちから理事会において理事総数の三分の二以上の議決をもって選定する。

(合併)

第四十一条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第四十三条 この法人は、左の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告)

第四十四条 この法人の公告は、理事会があらかじめ定めた新聞に掲載するとともにこの法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第四十五条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び経営に關し必要な事項は理事会が定める。

(責任の免除)

第四十六条 役員が任務を怠ったことよつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第四十七条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことよつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、十万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

1. この法人設立当初の役員は次の通りとする。

理事（理事長）	二	木	謙	吾
理事	高	木	勇	蔵
理事	山	根	広	助

- | | | |
|--|----|---------|
| | 理事 | 中 安 閑 一 |
| | 理事 | 吉 村 賢 |
| | 監事 | 縄 田 周 三 |
| | 監事 | 黒 瀬 唯 夫 |
2. この変更した寄附行為は、昭和四十三年四月一日から施行する。
 3. この変更した寄附行為は、昭和四十九年四月一日から施行する。
 4. この変更した寄附行為は、昭和五十年四月一日から施行する。
 5. この変更した寄附行為は、昭和五十一年四月一日から施行する。
 6. この変更した寄附行為は、昭和五十七年二月二十一日から施行する。
 7. この変更した寄附行為は、昭和六十年三月八日から施行する。
 8. この変更した寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年三月三十一日) から施行する。
 9. この変更した寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成五年十一月十五日) から施行する。
 10. この変更した寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成九年四月十一日) から施行する。
 11. この変更した寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成九年七月十日) から施行する。
 12. この変更した寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成十年九月三十日) から施行する。
 13. この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成十三年八月二十一日) から施行する。
 14. この変更した寄附行為は、平成十五年四月一日から施行する。
 15. この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成十八年三月三十一日) から施行する。
 16. この変更した寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。
(山口芸術短期大学の芸術文化学科の存続に関する経過措置)
 17. 山口芸術短期大学の芸術文化学科は、改正後の寄附行為第四条第一項第一号の規定にかかわらず平成十八年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成十八年十一月三十日) から施行する。

29. 28. 27. 26. 25. 24. 23. 22. 21. 20. 19. 18.

この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成十九年三月三十日）から施行する。

この変更した寄附行為は、平成十九年四月一日から施行する。

この変更した寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。

この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成二十二年十二月二十四日）から施行する。

この変更した寄附行為は、平成二十三年四月一日から施行する。

この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成二十六年三月十四日）から施行する。

この変更した寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

この変更した寄附行為は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和元年九月四日）から施行する。

令和二年二月十八日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和二年六月三十日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和四年三月十五日）から施行する